

消費税率の引上げに伴う 価格表示の方法、広告表示の留意点等について

平成26年4月1日より、消費税率が5%から8%に引き上げられることとなりました。当協議会は、本年10月1日に施行された消費税転嫁対策特別措置法^{*1}（平成29年3月までの時限措置）及び9月10日に公表された同法のガイドライン^{*2}を踏まえ、下記の事項について検討を行っています。

1. 価格表示の方法について

⇒ 消費税込価格・税抜価格のいずれの表示とするかについて

2. 消費税率引上げに関連した広告表示等の留意点

⇒ 消費税の転嫁阻害として問題となる表示・問題とならない表示等

3. 消費税率引上げ前後における誤認防止のための表示上の対応

⇒ 価格改定が間に合わない場合等、消費税率についての誤認防止のための対応

価格表示の方法（消費税込価格又は税抜価格）に関する現在の検討状況及び広告表示の留意点等について整理した内容についてお知らせいたしますので、会員の皆様におかれましては、本資料を踏まえ、来年4月の消費税率の引上げに対する準備を進めて下さい。

なお、上記1の価格表示の方法については、関係団体の意見を聴取した上で、最終的な決定をする予定ですので、決まり次第、改めてお知らせいたします。上記2及び3については、現時点での考え方を整理したものです。必要に応じて追加的な情報をお知らせする予定です。

《価格表示の方法についてのご注意》

◆価格表示の方法（消費税込価格又は税抜価格）については、四輪及び二輪自動車公正競争規約において、「消費税込価格」を表示することが定められています。価格を表示する場合は、引き続き「消費税込価格」を表示して下さい。

※1 消費税転嫁対策特別措置法については、[こちら](http://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/h25/jun/tenkataisakuhouan.html)をご参照下さい。
（公正取引委員会ホームページ <http://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/h25/jun/tenkataisakuhouan.html>）

※2 消費税転嫁対策特別措置法のガイドラインについては、[こちら](http://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/h25/sep/tenkaGLkouhyou.html)をご参照下さい。
（公正取引委員会ホームページ <http://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/h25/sep/tenkaGLkouhyou.html>）

⇒ 詳細は次頁へ続く

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 二輪車業務部まで nirin-info@aftc.or.jp
TEL 03-5511-2113 FAX 03-5511-2114

1. 価格表示の方法について

消費税転嫁対策特別措置法では、「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために必要があるとき」は、総額表示義務の特例（税抜価格の表示）が認められていますが、四輪車関係では、当協議会の関係部会において、自動車は高額商品であることや消費者の分かりやすさ等を勘案し、「引き続き消費税込価格を表示（総額表示）するべきである」という意見が大勢を占めています。今後、価格表示の方法（消費税込価格又は税抜価格）については、関係団体の意見を聴取した上で、最終的な決定をする予定です。

2. 消費税率引上げに関連した広告表示等の留意点

消費税転嫁対策特別措置法では、消費税分を値引きする等の以下のような広告表示は、「消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する表示」として禁止されています。広告宣伝等を行う際には留意して下さい。

《問題となる表示》

- ① 消費税はいただきません
- ② 消費税は当社が負担します
- ③ 消費税はサービス
- ④ 消費税還元セール
- ⑤ 消費税8%分還元セール
- ⑥ 消費税率の引上げ分を値引きします
- ⑦ 消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します
- ⑧ 消費税相当分のオプション購入券を提供します
- ⑨ 消費税増税分を後でキャッシュバックします

一方、消費税転嫁対策特別措置法のガイドラインにおいて、「表示全体からみて消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、消費税分を値引きする等の禁止される広告表示には当たらない」とされているため、以下のような表示は問題になりません。**ただし、中古車については、その商品特性から値引き表示（二重価格表示）を行うことはできません。**（詳細については、[こちら](http://www.aftc.or.jp/am/kiyaku/faq/used3.pdf)を参照下さい。 <http://www.aftc.or.jp/am/kiyaku/faq/used3.pdf>)

《問題とならない表示》

- ① 春の生活応援（フレッシューズ）セール
- ② 暮らし応援還元セール
→ ①、②ともに消費税との関連がはっきりしないため
- ③ 3%値下げ、3%還元、3%還元セール、3%ポイント還元
→ たまたま消費税率の引上げ幅と一致しただけであるため
- ④ 8%値下げ、8%還元、8%還元セール、8%ポイント還元
→ たまたま消費税率と一致しただけであるため

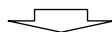
3. 消費税率引上げ前後における誤認防止のための対応

来年4月1日の消費税率引上げ後において、① 価格改定が間に合わない等の理由により、一時的に消費税率5%に基づく価格の表示が残る場合や、消費税率引上げ前において、② 登録が来年4月以降（消費税率8%適用）となる（おそれのある）車種の価格を表示する場合を想定し、プライスカード、カタログ、価格表、広告、その他表示物における消費税率についての消費者の誤認を防止するための表示上の対応について整理しました。今後、必要に応じて追加的な情報をお知らせする予定です。

消費税率引上げ後（来年4月1日以降）

【想定されるケース ①】

- ・「在庫がなくなるまで」や「モデルチェンジまで」の間、消費税率5%に基づく消費税込価格が表示された新車のカタログや価格表等を、新価格（消費税率8%）を表示した差し込み等文書により修正して使用

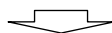


《誤認防止のための対応》

- ・「カタログや価格表等に記載の価格は旧税率(5%)に基づく消費税込価格であり、差し込み文書等に記載の価格は、消費税率の引上げに伴う新価格（消費税込価格）である旨」を差し込み文書等の中の目に付きやすい場所に明瞭に表示

【想定されるケース ②】

- ・プライスカードやWeb等の価格修正が間に合わない等の理由により、一時的に消費税率5%に基づく消費税込価格をそのまま表示



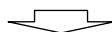
《誤認防止のための対応》

- ・「旧税率(5%)に基づく消費税込価格を表示している旨」及び「購入の際には、改めて新税率(8%)に基づき精算させていただく旨」をプライスカードや展示場、Web等の目に付きやすい場所に明瞭に表示（ごく短期間の臨時対応）

消費税率引上げ前（来年4月1日以前）

【想定されるケース】

- ・登録が来年4月以降（消費税率8%適用）となる（おそれのある）車種の価格をカタログ、プライスカード、広告等において表示



《誤認防止のための対応 ①》

- ・消費税率5%に基づく消費税込価格を表示する場合
「現行税率(5%)に基づく消費税込価格を表示している旨」及び「登録が4月以降となる場合、新税率(8%)に基づき精算させていただく旨」を目に付きやすい場所に明瞭に表示（※）

《誤認防止のための対応 ②》

- ・消費税率8%に基づく消費税込価格を表示する場合
「新税率(8%)に基づく消費税込価格を表示している旨」及び「3月末日までに登録ができた場合、現行税率(5%)に基づき精算させていただく旨」を目に付きやすい場所に明瞭に表示（※）

※登録日を売上げ計上日としている場合の例